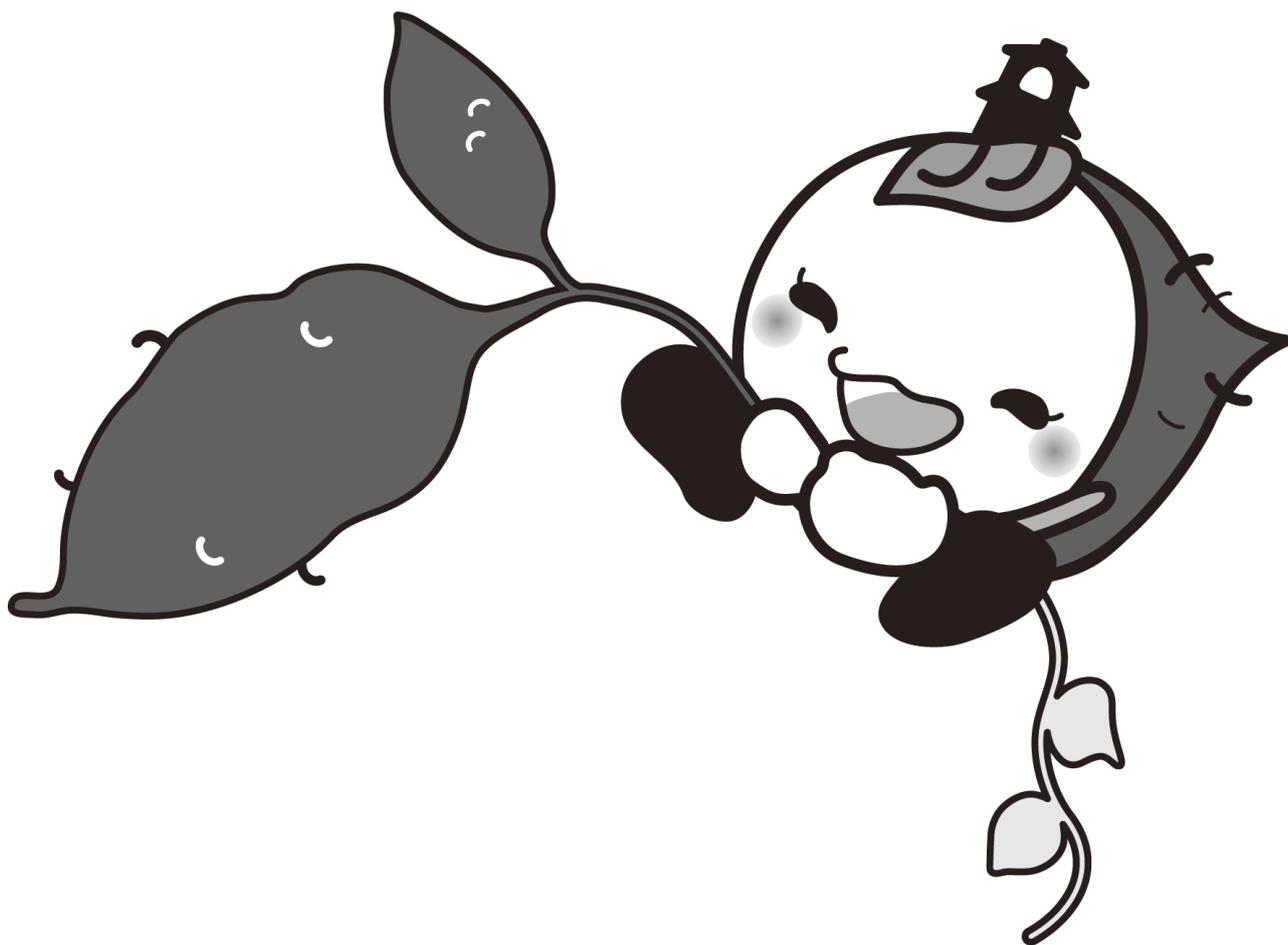


令和6年度

保育園等入園の手引き



川越市マスコットキャラクター

ときも

川越市役所 こども未来部 保育課

令和6年度 保育園等入園の手引き

目次

I. はじめに

1	利用等に際してのご案内	1
2	利用申込みの対象となる施設	1
3	教育・保育給付認定について	1
4	保育の必要性について	2
5	保育の必要量について	2

II 入園の申し込みについて



ホームページはこちら

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kosodatekyoiku/azukeru/hoiku/hoikuen.html>)



申し込み関係書類のダウンロードのほか、各園の募集空き状況が確認いただけます。

[川越市ホームページ](#) > [子育て・教育](#) > [あずける（保育）](#) > [保育](#) > [保育園等の申し込みについて](#)

1	申し込みから入園までの流れ	3
2	申し込み手続きについて	5
3	利用調整について	6
4	申し込みの際の注意	6
5	申し込みに必要な書類	7
6	申し込みした内容の変更手続き	8
7	産休・育休の取扱いについて	9
8	川越市外の方が川越市内の保育施設を希望する場合	11
9	川越市民の方が川越市外の保育施設を希望する場合	12

III 入園してから



ホームページはこちら

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kosodatekyoiku/azukeru/hoiku/20170315.html>)



各種届出用の書類がダウンロードいただけます。

[川越市ホームページ](#) > [子育て・教育](#) > [あずける（保育）](#) > [保育](#) > [入園してから（保育園入園後の各種手続き）](#)

1	保育時間について	13
2	保育実施期間について	13
3	家庭状況等に変更があった場合の手続き	13
4	支給認定（保育必要量や期間等）の変更手続きについて	15

5	給食について	16
6	転園について	16
7	退園について	16

IV 保育料について

1	保育料について	17
2	保育料の納入	17
3	保育料の決定方法	17
4	保育料の減額・免除について	19
5	給食費について	20

V 保育施設について

1	川越市の認可保育施設一覧	21
2	一時預かり利用の手引き	26
3	送迎保育（川越市保育ステーション）について	28



各園の詳細情報はこちらからご覧ください。

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kosodatekyoiku/azukeru/hoiku/ichiran.html>)



保育園・認定こども園・地域型保育事業の各園の詳細情報が一覧でご覧いただけます。

川越市ホームページ > 子育て・教育 > あずける（保育） > 保育 > 保育園・認定こども園一覧

クラス年齢表

※令和6年度における利用申込み年齢は次のとおりとなります。

受入年齢	利用申込みを行うお子さんの生年月日
0歳児	令和 5年（2023年）4月2日以降
1歳児	令和 4年（2022年）4月2日～令和 5年（2023年）4月1日
2歳児	令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2022年）4月1日
3歳児	令和 2年（2020年）4月2日～令和 3年（2021年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和 2年（2020年）4月1日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

子育て情報誌『こえどちゃん』もぜひご活用ください。

(https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/kosodatekyoiku/shien_service/koedochan.html)

川越市子育てガイドマップ『こえどちゃん』は、子育て中のパパママの意見を取り入れて作成した情報誌です。

誌面に掲載している川越MAPでは、川越市の地図上で保育施設等の場所が確認いただけますので、お住まいやお勤め先の近くにある保育所等をお探しの方はぜひご活用ください。



I. はじめに

この手引きは、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の利用に関し必要となる手続き等について記載したものです。利用申込みに当たっては、内容をよくご確認のうえお申し込みください。

1 利用等に際してのご案内

- 園ごとに保育時間や保育内容、実費徴収される費用などが異なりますので、事前に希望する保育園等でのご確認をお願いします。なお、仕事帰りの買い物等の時間は保育に含まれませんので、お迎え後をお願いします。
- 希望する保育園等の見学をおすすめします。**見学は随時受け付けていますが、日程や園の状況によっては見学できない場合もあります。見学を希望する保育園等へ直接お電話で問い合わせのうえ見学してください。
- 申し込みは年度ごとに必要**なため、令和5年度の入園を申し込まれている場合であっても新たに令和6年度の申し込みが必要です。

2 利用申込みの対象となる施設

利用申込みの対象となる施設には保育所・認定こども園の保育部分・地域型保育施設があります。この手引きのP21～25、市のホームページ等にてご確認ください。

○保育所

保護者が就労している場合や、病気など家庭で十分に保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。川越市が運営する公立保育園、社会福祉法人が運営する私立保育園があります。

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園部分への入園を希望の方は直接園にお申し込みください。

○地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

主に0歳から満3歳未満の低年齢児を対象とした、少人数で行う保育施設です。3歳になった年度の3月末で卒園となり、4月からの保育を希望する場合はあらかじめ入園申し込みが必要となります。

3 教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する方は、「保育の必要性」について認定を受ける必要があります。保育所等の利用の申し込みを行うと、教育・保育給付認定（支給認定）の申請も同時に行われたこととなります。

○下記の3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

		希望・条件	施設	備考
満3歳以上	1号認定	教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園	保育の必要量により「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。
	2号認定	保育の必要な事由に該当し	保育園、認定こども園	
満3歳未満	3号認定	保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園 地域型保育施設	

※3号認定の児童が3歳の誕生日を迎えた際には、自動的に2号認定に切り替わり、保育課から新しい支給認定証を送付いたします。**保育料については、3歳児クラスから無償化の対象**となります。

4 保育の必要性について

児童の保護者のいずれもが次に示すいずれかの事由に該当する必要があります。

	事由	保護者の状況	入所可能な期間
①	就労	児童と離れて家事以外の仕事をする事が日常であること（月64時間以上）※1	就労している期間
②	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日まで
③	疾病・障害	保護者が肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	療養を必要としなくなるまで
④	看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	看護・介護を必要としなくなるまで
⑤	求職活動	求職活動をしていること（起業準備を含む）	入園月の翌々月の末日まで
⑥	就学	卒業後の就労を前提とした学校に就学していること（職業訓練を含む）（月64時間以上）	就学している期間
⑦	災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧をしていること	必要な期間
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	必要な期間
⑨	育児休業	新たに生まれた下の子の育児休業取得時に、既に在園している児童がいて継続利用が必要であること※2	生まれた子が1歳になる月未まで
⑩	特例	市長が定める上記に類する状態にあること	必要な期間

※1 就労での認定は月64時間以上が条件で、月64時間未満の場合は⑤求職活動の扱いになります。

※2 上の子が在園中に下の子の育児休業を取得する場合の取り扱いについて、詳しくはP9をご覧ください。

※3 各事由ごとに提出していただく保育が必要な旨の証明書について、詳しくはP7をご覧ください。

5 保育の必要量について

保育必要量とは、保育所等での保育を利用できる時間数のことを言い、保育が必要な理由および就労等の状況に応じて保育標準時間と保育短時間の2区分に分類されます。

区分	保育が必要な理由
保育標準時間 1日最長11時間の利用が可能	就労・就学（1ヶ月当たりの就労等の時間が120時間以上）、妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV
保育短時間 1日最長8時間の利用が可能	就労・就学（1ヶ月当たりの就労等の時間が64時間以上120時間未満）、看護・介護、疾病・障害、求職活動、保育園等利用中での育児休業取得

※必ずしも最長の時間が利用できるわけではなく、現に日々の保育が必要な時間でのご利用になります。各園の保育時間の詳細は各保育園、この手引きのP21～25、市のホームページ等でご確認ください。

<利用時間の例>

開園時間（7：00～19：00）

保育短時間（8：30～16：30）、保育標準時間（7：30～18：30）の場合

7時	7時半	8時半	16時半	18時半	19時
延長時間	延長時間	保育短時間（最長8時間利用）	延長時間	延長時間	
延長時間	保育標準時間（最長11時間利用）			延長時間	

※延長時間については、保育料のほか別途時間外（延長）保育料がかかります。

Ⅱ. 入園の申し込みについて

1 申し込みから入園までの流れ

令和6年4月入園の場合



・申し込みは年度毎に必要なため、令和5年度の入園を申し込まれている場合であっても、新たに令和6年度の申し込みが必要です。

□ 申し込み（一次募集） 令和5年10月頃

○郵送受付 令和5年10月2日から**10月13日まで**（保育課必着）

○会場受付 令和5年10月22日から**11月1日まで**

※保育課（本庁舎3階）窓口での受付は行いませんのでご注意ください。

□ 面接 令和5年11月頃

○対象 申し込みをした方（児童および保護者）全員

○場所 第一希望の園

○時期 11月上旬から11月下旬まで（※日程は保育施設ごとに異なります。）

・保育課から個別に面接のご連絡はいたしません。別紙『面接のご案内』を必ずご確認ください。

・11月下旬までに面接を受けられない場合は、4月一次審査は入所保留となります。

利用調整 入所可能人数を超えて申し込みがあった場合は、利用調整を行います（P6参照）。

□ 結果通知（一次募集） 令和6年2月上旬

・令和6年2月上旬頃に郵送で通知します。保育所等の利用が決定した場合は、事業所入所承諾書が届きます。利用が不決定となった場合は、事業所入所保留通知書が届きます。

・通知を発送する前に入園の可否など審査にかかわることは一切お答えできません。

※一次募集で不決定となった場合

□ 申し込み（二次募集） 令和6年2月14日 締切

・一次募集で不決定となった場合は、二次募集の選考を行います。再度申請する必要はありませんが、希望園を変更する場合は**令和6年2月14日**までに保育課にて変更申請をしてください。

□ 結果通知（二次募集） 令和6年2月末～3月上旬

・内定した方には、令和6年2月末頃に保育課から電話で連絡します。

・利用が不決定となった方には、令和6年3月上旬頃に郵送で通知します。

（一次募集から申請している場合、再度の通知はありません。）

□ 入園説明会 令和6年3月上旬～中旬

・決定した園で説明会を行います。

□ 入園 令和6年4月1日

一次募集

二次募集

入園へ

令和6年5月～

令和7年3月入園の場合

1 申し込みから入園までの流れ



・すでに令和6年度の申し込みを行っている場合、申し込み月の翌月以降も毎月選考を実施します。ただし、令和7年度4月以降は新たに申請が必要です。

申し込み

募集空き状況の確認

前月5日頃

・毎月5日頃に、翌月1日の保育園等の空き状況（募集人数）を掲載します。空き状況につきましては、川越市ホームページからご確認ください。



申し込み（年度途中）

前月10日締切

○窓口受付 保育課（本庁舎3階）窓口でのみ受け付けます。

※郵送受付の場合は、締切日保育課必着となります。

○申し込み締め切り日 入園希望月の前月10日（休日の場合は、その前日）

利用調整

入所可能人数を超えて申し込みがあった場合は、利用調整を行います（P6参照）。

面接のご案内

前月20日頃

・利用調整の結果、面接にお進みいただくことになった方には、前月20日前後に保育課から電話で連絡します。

面接

前月25日頃まで

○対象 **面接のご案内を受けた方（児童および保護者）**

○場所 入所調整中の園

○時期 入園月の前月25日ごろまで

（保育課からのご案内後、保護者から保育施設に連絡の上、日時を決定してください。）

結果通知

前月末頃

- ・入園希望月の前月末頃に郵送で通知します。
- ・利用が不決定となった場合は、事業所入所保留通知書が届きます。申し込み月の翌月以降も毎月選考を実施します。新年度4月以降は新たに申請が必要です。
- ・結果通知は最初の申し込み月の分のみ発送します。翌月以降は内定した場合のみ電話で連絡します。

入園

毎月1日

入所調整

入園へ

2 申し込み手続きについて

窓口や会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がございます。感染症対策の観点からも、郵送での申請に御協力ください。

(1) 4月入園申し込み受付

○一次募集

方法	受付期間	注意事項等
郵送受付	令和5年10月2日(月)から 10月13日(金)まで (必着)	<ul style="list-style-type: none"> ・《郵送時の注意点》をよく確認してください。
会場受付	令和5年10月22日(日)から 11月1日(水)まで	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間・場所については10月の広報川越・市のホームページ等にてご案内します。 ・<u>保育課(本庁舎3階)窓口での受付は行いません。</u>

※郵送受付をした申請者に対して、保育課から個別に面接のご案内はしていません。郵送前に第一希望の園を必ずメモしておいてください。面接については別紙『面接のご案内』をご確認ください。

○二次募集

方法	受付期間	注意事項等
郵送受付	令和6年2月14日(水) 午後5時15分まで (※郵送の場合、必着)	<ul style="list-style-type: none"> ・《郵送時の注意点》をよく確認してください。
保育課窓口		<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口は、川越市役所保育課(本庁舎3階)のみとなります。

※一次募集で入所保留となった方の希望園の変更も受け付けます。

※一次募集において決定した保育園等を辞退した方は、二次募集の審査では審査対象外となります。

○11月以降の出生児で満2、3か月での入園を希望される方

対象となる方	受付期間
令和5年11月生まれの児童	令和5年12月4日まで(最終日は午後5時15分まで)
令和5年12月、令和6年1月、2月1日生まれの児童	令和6年2月14日まで(最終日は午後5時15分まで)

※出生前の申し込みはできません。

※令和5年12月、令和6年1月、2月1日生まれの児童は二次募集での受付となります。

(2) 年度途中(5月以降)の申し込み受付

方法	受付期間	注意事項等
郵送受付	入園希望月の前月10日まで (休日の場合は、その前日) (※郵送の場合、必着)	<ul style="list-style-type: none"> ・《郵送時の注意点》をよく確認してください。
保育課窓口		<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口は、川越市役所保育課(本庁舎3階)のみとなります。

※入園の申し込みの際には保育園等の空き状況をご確認のうえ、申請書をご提出ください。空き状況につきましては、おおよそ前月の5日前後にホームページに掲載しています。

(急な退園や園の状況により空き状況は変化する場合があります。)

3 利用調整について

定員を上回る申し込みがあった場合は、利用調整の基準に基づき保育の必要性の高い順に入園者を決定します。先着順や抽選ではありません。利用調整の基準につきましては、川越市ホームページの「令和6年度川越市保育所入所基準指数表」を参照してください。

4 申し込みの際の注意

- 必要書類等を確認し不備のないようにお申し込みください。申し込み時に不備がある場合には、受付できない場合があります。
- 申し込みの内容が事実と異なる場合、入園承諾を取り消す場合があります。
- 申し込みの際、希望園は通える範囲で希望順に申請書に記入してください。記入の無い園には案内できませんので、ご注意ください。
- 利用調整は原則、申し込み締め切り日時点における申請書類及び世帯の状況をもとに行います。
- 祖父母、内縁、婚約者等の同居・別居の判断は、実態に沿った家庭状況で判断します。住民票上は世帯分離となっても、同一住所（二世帯住宅を含む）にお住まいの場合には、同居扱いになります。（ただし、同一住所内であっても家計が別生計の場合については別居扱いになります。別居扱いの証明として平面図のコピー、公共料金の請求先のコピー等を提出してください。）
- 入園前に市外に転出された場合、申請取下げとなり、市内保育園等の入園承諾も取り消しとなります。
- 就労事由で入園決定された方が、退職して求職活動中となった場合で、入園までに申請時と同等の就労時間で再就職しない場合は、申請を取り下げいただきます（「保育園等入園取り下げ願い」を提出）。
- 育児休業中に申し込みをする方、申し込みをするお子さんの下のお子さんの出産予定がある方、申し込み後に新たなお子さんの妊娠をした方は、入園決定後に育休を切り上げていただく場合があります。この手引きのP9～10をよくご確認ください。
- 育児休業中に小規模保育施設等を卒園し、新たに入園申し込みをする場合もこの手引きのP9～10をよくご確認ください。
- 4月入園（一次募集）では、お子さんの健康状態等が1回の面接で把握できない場合に、あらためて面接（二次面接）を行う場合があります。その際は保育課より連絡いたします。

《郵送時の注意点》

- 日程に余裕を持って送付してください。**※受付期間内必着**
郵送事故等による遅れや不着、紛失について、市では一切責任を負いかねます。
- 簡易書留やレターパック等、追跡可能な郵便方法で送付してください。
- 入園の手引きをよくご覧いただき、書類の記入漏れや同封漏れがないことを確認のうえ、送付してください。締め切り日時点における提出書類をもとに利用調整を行います。
- 封筒には朱書きで『保育園入園申し込み書類在中』とご記入ください。
- 受領印のある申請書の写し（保護者控え）が必要な場合は、返信用の封筒（申請者の宛名を記載し、84円切手を貼ったもの）を必ず同封してください。
- 書類受理後、記載内容について電話で確認させていただく場合や不足書類の提出をお願いする場合があります。必ず日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
なお、保育課の電話番号は【049-224-5827】ですので事前に登録願います。

5 申し込みに必要な書類

1 全員が提出する書類

1	提出書類チェックシート	児童一人につき1枚
2	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書	児童一人につき1枚
3	児童健康票 ※申し込み児童の身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は写しを添付	児童一人につき1枚
4	家庭状況調査票	世帯で一枚
5	個人番号（マイナンバー）の確認に係る書類 ※郵送の場合のみ	世帯で一枚
6	保育が必要な旨の証明書（児童の父母それぞれ） ※65歳未満（R6.4.1時点）の祖父または祖母が同居している場合、対象となる祖父または祖母の証明書も必要です。	
① 就労	会社等にお勤めの方	就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの） ※証明日は必ず記載 ※証明書に記載漏れがある場合は受付できませんのでご注意ください
	就労内定の方	
	自営業の方	上記に加え、確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等（客観的に事業を行っていることが分かる書類）から1点を添付 ※就労証明書は、事業主ご自身で作成してください。
② 妊娠・出産		母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ／1、4ページ）
③ 疾病・障害	疾病の場合	医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの） 保育が困難で「長時間の保育が必要」な旨の記載で標準時間認定の取り扱い
	障害の場合	身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
④ 看護等		医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）
⑤ 求職活動		就労誓約書…申し込みの時にお渡しします 郵送の場合は事前に書類を取得してください（保育課、各保育施設で配付、ホームページからダウンロード可能）。 ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
⑥ 就学		・在学証明書または合格通知書 ・授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑦ 災害復旧		・被災証明書等

※児童2人以上を同時に申し込む場合

- ・「2 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書」、「3 児童健康票」は児童1人につき一部を、「4 家庭状況調査票」は世帯で一部、提出してください。
- ・「6 保育が必要な旨の証明書」は一番年齢の低い児童に原本を、他の児童にはコピーを添付してください。

2 該当者のみ提出する書類

状況	提出書類
① 生活保護を受給している場合	生活保護受給者証の写し
② 離婚を前提に保護者が別居している場合	離婚調停中であることを証明する書類（家庭裁判所からの呼び出し状の写し等） または、弁護士に相談していることを証明する書類 ※住民票では同居となっている場合は世帯分離等申立書も提出

③ 出産予定がある場合	母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が明記されたページ）
④ 兄弟姉妹が障害者手帳をお持ちの場合	お持ちの手帳の写し
⑤ 認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務（内定含む）する保育士・幼稚園教諭・保育教諭の場合	資格を証する書類
⑥ 認可外保育施設・幼稚園・一時預かり事業（一般型）を利用している場合 ※1ヶ月あたり10日以上の利用をしている場合に限りです。	認可外保育施設等利用証明書 ※様式は保育課、各保育施設で配付、ホームページからダウンロード可能

3 持参する書類（※郵送受付時はコピーを提出してください。）

書類	提出書類の例
① 保護者（申請者）本人のマイナンバー確認書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど
② 保護者（申請者）本人の身元確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カード、身体障害者手帳、在留カードなど （※健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など、写真なし身分証明書の場合は2点ご用意ください。）
③ 委任状等 （※代理人による提出の場合）	(1) 委任状（保護者（申請者）本人が記載したもの） (2) 代理人の身元確認書類（運転免許証等）

※申請者が「父」で、窓口提出するのが「母」「祖父母」の場合などは、代理人による提出にあたりますので、③の書類もご用意ください。

6 申し込みした内容の変更手続き

○申請の内容に変更が生じた場合（就労先や就労時間の変更、就労内定から就労の変更、育児休業期間の変更、妊娠や家族構成の変更、転居等）は、速やかに保育課へ届け出てください。

○保育の必要性の認定基準を満たさなくなったときや、入園の意思がなくなったとき（幼稚園に入園した場合等）には、速やかに保育課まで「保育園等入園取り下げ願い」を提出してください。

○希望園を変更・追加する場合は、以下の提出期限までに保育課まで「希望保育園等変更願い」を提出してください。なお、4月入園（一次募集）につきましては、第一希望園を変更した場合でも、面接は変更前の第一希望園で受けていただきますのでご注意ください。

申請の種類	提出期限（※締切日必着）
令和6年4月入園（一次募集）	令和5年11月1日（水）午後5時15分まで
令和6年4月入園（二次募集）	令和6年2月14日（火）午後5時15分まで
年度途中（5月～3月）入園	変更・追加をする月の前月10日 （休日の場合はその前日）

【ごあんない】電子申請について

令和5年3月より、保育施設等の利用申込の電子申請による受付を開始しました。国が運営するマイナポータルにおけるぴったりサービスにより、お手続きができます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



7 産休・育休の取扱いについて

育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する（または取得している）場合の取扱いになります。以下のような場合は育児休業の取得要件に該当しません。

- ・自営業の育児休業取得
- ・育児休業終了までに労働期間が満了し、その後更新のないことが明らかである場合
- ・一度退職扱いとなり、1年後等に再雇用となる場合
- ・職場独自の育児休業制度による育児休業を取得した場合

(1) 育児休業・育児休業給付金の支給期間延長について

○育児休業・育児休業給付金の支給期間延長の手続きは、勤務先やハローワークでおこないます。手続きについては、勤務先やハローワークに事前にご確認をお願いします。

○支給期間延長の申請には1歳になる日の翌日に保育が実施されないことの証明書(入所保留通知書等)が必要となりますが、**お子さんが1歳になる月、またはそれ以前の入園申し込み(年度内)をしていないと証明書の発行はできませんのでご注意ください。**(育児期間を2歳まで再延長する場合も、上記と同様にお子さんが1歳6ヶ月になる月、またはそれ以前の入園申し込み(年度内)をしている必要があります。)

P5に記載の入園申し込み締切日をご確認いただき、申請を忘れないよう十分ご注意ください。

○入所保留通知書は、最初の申し込み月の分のみ郵送しており、翌月以降は送付いたしません。翌月以降に入所保留となったことの証明が必要な方は、保育課窓口で「入所状況証明書」を取得してください。「入所状況証明書」は、証明が必要な月の前月25日以降に保育課窓口で発行します。

(2) 育児休業を取得する（または取得している）方の保育利用について

◆育児休業中に入園申請をした場合

育児休業中に申込みをして入園が決定した場合、入園月の末日までに育児休業を終了して職場復帰することが入園の条件となります。職場復帰しない場合は退園となります。

例：4月1日入園の場合、育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園となります。

地域型保育事業の保育施設（小規模保育施設など）を卒園したお子さんが別の認可園に3歳児クラスで入園した際に、次子の育児休業を取得している場合は、育児休業を継続しながら在籍することができます。（ただし4月から入園申請をしている必要があります）

◆上の子の在園中に、出産した下の子の育児休業を取得する場合

入園後に下のお子さんを出産した場合、在園中の児童の環境変化に配慮し、原則下の子の1歳の誕生日の月の末日まで、下の子のための育児休業を取得しながら在籍することができます。

○在園中のお子さんの在籍が認められる期間は、新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日までとなっています。ただし、生まれたお子さんの1歳の誕生日の月の入所申請を行い、入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、在籍が認められる期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長することができます。

○生まれたお子さんの1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、在籍が認められる期間も満2歳に達する月の末日まで再延長することができます。

○育児休業を取得するとき、育児休業を終了して復職するときには支給認定の変更申請が必要です。支給認定の変更申請の手続きについてはP15を参照してください。

◆上の子の入園前に下の子を出産し、育児休業を取得する場合

就労の事由で入園決定された方が、入園前の時点で下の子のための育児休業に入っている場合は、入園月の末日までに育児休業を終了し、入園月の翌月1日には職場復帰することが保育継続の要件となります。職場復帰しない場合は退園となります。

例1：4月1日入園の場合、下の子のための育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園となります。

就労の事由で入園決定された方で、入園後に下の子のための育児休業に入る場合は、下の子の育児休業を取得しながら在籍することができます。

在籍できる期間は、**◆上の子の在園中に、出産した下の子の育児休業を取得する場合**と同様です。

例2：4月1日入園の場合で、下の子が2月4日の出産の場合、4月1日からが育休期間となり、下の子の育児休業を取得しながら在籍することができます。

例3：4月1日入園の場合で、下の子が2月3日以前の出産の場合、下の子の育休期間に入ってから入園となるため、入園月の翌月1日には職場復帰することが保育継続の要件となります。

8 川越市外の方が川越市内の保育施設を希望する場合

川越市外にお住まいで、川越市内の保育施設を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口から申し込みとなります。

申し込み受付場所 お住まいの市区町村の保育所担当課

申し込み締切日（川越市必着）

○4月入園（一次募集）※ 令和5年11月 1日

○4月入園（二次募集）※ 令和6年 2月14日

○年度途中入園（5月以降）※ 入園希望月の前月10日（休日の場合はその前日）まで

※お住まいの市区町村から申請書が川越市に送付されますので、上記の締切日までに申請書が川越市に届くよう、お住まいの市区町村と調整の上、お早めに申し込みをお願いします。

必要書類

●P7～8『5 申し込みに必要な書類』

※お住まいの市区町村で川越市の書式では受け取りできない場合は、お住まいの市区町村の書式でご用意ください。

●65歳未満の祖父または祖母と同居（川越市へ転入の場合は同居予定）

…対象となる祖父または祖母の保育が必要な旨の証明

●川越市へ転入予定 ・転入誓約書（川越市のホームページよりダウンロード可能）

・転入先のわかる書類（建物の売買契約書の写し・賃貸借契約書の写し等）

※祖父母等と同居の場合は同居同意書

（川越市のホームページよりダウンロード可能）

※建物の売買契約書の写しは、引き渡し予定日が入園希望月の前月の末日までの日付のもの

※審査は川越市民が優先となりますが、転入誓約書・転入先のわかる書類により転入予定について確認できる場合は、川越市民とみなして審査します。

※川越市へ転入予定で申し込まれた方は入園希望月の前月の末日までに、川越市への転入手続きと川越市役所保育課での申請手続きが必要になります。手続きが完了していない場合は、入園決定していても入園が取り消しとなりますのでご注意ください。

※転入予定がない方の場合、待機児童がいる状況では川越市民優先としているため、入園することができません。

9 川越市民の方が川越市外の保育施設を希望する場合

川越市内にお住まいで、川越市外の保育施設を希望する方は、川越市を通しての申し込みとなります。申し込みの締切日や必要書類、入園条件等は市区町村によって異なりますので、あらかじめ希望する保育施設のある市区町村に、直接ご自身で確認の上、川越市へお早めにお申し込みください。

申し込み受付場所・締切日

○4月入園

原則、川越市内の保育園等への4月入園申し込み（一次募集）と同様の期間・場所で受け付けます。（P5 ○一次募集 参照）

ただし、川越市の4月入園申し込み受付期間より前に締切となる市区町村へ申し込みされる場合は、**その市区町村の締切の1週間前まで**に、川越市役所保育課へ直接必要書類をお持ちください。

○年度途中（5月以降）入園

希望する保育施設のある市区町村の申し込み締切日をご確認いただき、**その市区町村の締切の1週間前まで**に川越市役所保育課へ直接必要書類をお持ちください。

必要書類

●希望先の市区町村で必要となる書類

市区町村により審査に必要となる書類が異なりますので、ご自身で希望する保育施設のある市区町村へ確認し、ご用意ください。

※市外の保育施設の申し込みに関してのお問合せ・追加の書類の提出（就労証明書等）の際は必ず申し込む市区町村名をお伝えください。

※入園の審査における利用調整の基準は市区町村によって異なり、大半の市区町村ではその市区町村の住民が優先です。そのため、申し込む市区町村への転入予定がない場合、入園が難しい場合があります。（利用調整の基準等は、その市区町村へお問い合わせください）

※川越市在住で他市区町村の施設に通う場合、入所承諾の期間は年度末までとなります。翌年度以降も継続してその施設の利用を希望する場合は、毎年、継続申請を改めて行う必要があります。

※審査の結果は、希望先市区町村より通知が届き次第、郵送いたします。

複数の市区町村の保育施設を希望している場合は、回答がそろい次第、結果を郵送しますので、ご連絡が遅くなる場合があります。

※他市区町村へ転入予定で申し込まれた方は、転入をされましたら転入先の市区町村の保育所担当課で、再度申し込みが必要となりますので、転入後速やかに手続きをしてください。入園月の前月末までに転入手続き及び保育所担当課での手続きを行わない場合、入園が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

Ⅲ. 入園してから

1 保育時間について

○ならし保育（はじまり保育）

集団生活に慣れるまでの間（概ね1週間から4週間程度）は、ならし保育として保育時間が短縮されます。入園日から通常の保育時間の利用はできませんので、育児休業からの復帰のタイミングなどを熟慮下さい。具体的な日程は園で児童の様子を見ながら判断します。

○時間外（延長）保育について

保育時間の延長を希望する場合は、直接各園にご相談ください。

2 保育実施期間について

保育の実施期間は小学校就学前まで（小規模保育施設・事業所内保育施設は2歳児クラスまで）希望できます。ただし、毎年度ごとに更新の手続きが必要となります。

また、申し込みの事由によって下記のとおり実施期間に期限があります。

申請事由	期間や注意事項
育児休業中	入園月の翌月1日までに職場に復帰できない場合は退園となります。復帰後、入園月の翌月の月末までに復職証明書を提出してください。
求職活動	入園月の翌々月の10日までに新しい勤務先から取得した就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。
内定・就学予定	入園月の末日までに勤務・就学を開始しないと退園となります。入園月の末日までに就労証明書・在学証明書および授業のカリキュラム等を提出してください。
妊娠・出産	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日までが実施期間となり、実施期間終了後は退園（別の事由に切り替えての継続利用不可）となります。

※就労等の最低基準（月64時間以上）を下回る場合や、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。

※育休中の方が職場復帰した場合や求職活動中の方に勤務先が決まった場合などは、別途、支給認定の変更手続きが必要です。詳しくはP15をご確認ください。

※妊娠・出産で申し込みをされた方は、実施期間終了後は、期間の延長及び別の事由に切り替えての継続利用はできず退園となります。実施期間終了後に、就労や求職活動等で保育の利用を希望する場合、新たな申請事由で再度申し込みをしていただくこととなります。

※原則、連続で3か月登園がない場合は退園となります。

3 家庭状況等に変更があった場合の手続き

(1) 住所・氏名等に変更があったとき

◆川越市内で転居したとき・氏名が変わったとき（離婚・婚姻等）

提出書類	支給認定証申請内容変更届（様式第13号（第13条関係））
提出期限	変更次第、速やかにご提出をお願いします。
提出先	保育課（通っている保育施設でも可）

※離婚・婚姻をされた場合は保育料等の金額が変更となる場合がありますので、保育課までご連絡ください。

◆川越市外に転出するとき

提出書類	退園届
提出期限	転出予定日が決まり次第、速やかにご提出をお願いします。
提出先	通っている保育施設

川越市の保育園等に引き続き通うことを希望していても退園届を提出してください。なお、転出先の市区町村で転入手続き後に入園申し込みが必要になります。

※転出先の市区町村で手続きをすることで、公立園は年度内（3月末）まで、私立園は父母どちらかが川越市に在勤の場合は就学前（卒園）まで、在勤でない場合は年度内（3月末）まで引き続き通うことができます。

(2) 家庭の状況等に変更があったとき

◆妊娠がわかったとき

提出書類	母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が明記されたページ）
提出期限	速やかにご提出をお願いします。
提出先	通っている保育施設

◆家族構成に変更があったとき

引っ越しに伴う祖父母の増減など、世帯員の増減等により保育料等が変更になる場合がございますので、保育課までご連絡ください。

◆税の修正申告や更正があったとき

保育料等が変更になる場合がございますので、保育課までご連絡ください。

(3) 保育が必要な状況が変わるとき

◆勤務先の情報や勤務形態に変更があったとき（就職・転職等）

提出書類	就労証明書（新しい勤務先・勤務形態等の情報が記載されたもの）
提出期限	変更次第、速やかにご提出をお願いします。
提出先	保育課（通っている保育施設でも可）

保育を必要とする理由に変更がある方（求職中で就職した方など）や、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）や期間等、支給認定証の記載事項に変更が必要な方については、別途、支給認定の変更手続きが必要です。詳しくはP15をご確認ください。

◆退職したとき

退職した場合は、継続して保育施設を利用するための手続きが必要になりますので、退職月の25日までに保育課窓口にお越しいただくようお願いいたします。手続きがない場合、退園となる場合があります。

退職後、翌月中に就労を開始する転職先が決まっている場合は、保育課窓口での手続きは不要です。◆勤務先の情報や勤務形態に変更があったとき（就職・転職等）に記載のとおり、手続き（就労証明書の提出、支給認定の変更）を行ってください。

◆育児休業を取得するとき・育児休業を終了して復職するとき

支給認定の変更手続きが必要です。詳しくはP15をご確認ください。

4 支給認定（保育必要量や期間等）の変更手続きについて

保育必要量（保育標準時間・保育短時間）や期間、保育を必要とする理由など、教育・保育給付認定（支給認定）の記載事項に変更が必要な場合は、次のとおり手続きが必要です。

対象者	(1) 求職中の方で就職した場合（ 必須 ） (2) 標準時間認定の方で、1ヶ月当たりの就労時間が120時間未満に変更した場合 (3) 短時間認定の方で、1ヶ月当たりの就労時間が120時間以上に変更した場合（変更希望者のみ） ※(2)(3)について、120時間未満の就労でも、勤務時間帯等により常時延長保育になる場合は、標準時間認定への変更が可能です。（残業等、日によって異なる場合は変更できません。） (4) 育児休業を取得する、または育児休業を終了して復職する場合（詳細は下記参照） (5) その他の理由で変更を希望される場合（保育課までご相談ください）		
必要書類	① 教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号（第9条関係）） ② 変更理由が分かる書類（就労証明書等）→提出済みの場合、その旨を余白にご記入ください。 ③ 委任状（※代理人による提出の場合のみ。）		
提出日	変更希望する月の 前月25日 まで（土日祝の場合は「その前日」まで） ※(1)の求職中で入園された方は 入園月の翌々月の10日 まで	提出先	保育課 （通っている保育施設でも可）

※(4) 入園後に下のお子さんの育児休業を取得し、その育児休業を終了して復職する場合

○育児を取得するとき

育児取得時の保育必要量は、**育児を取得することになる月の翌月（1日から取得の場合は当月）から短時間認定**となります。

（希望があれば産休期間から短時間認定へ変更することも可能です）

上記の必要書類②は就労証明書（産休、育児期間が記入されたもの）となりますので、必要書類①、③と一緒に前月25日までにご提出ください。

○入園後に取得した育児を終了して復職するとき

復職後に標準時間をご希望の場合、復職する月の1日から変更可能ですが、変更手続きが必要です。（自動的には切り替えとなりません。）

上記の必要書類②は復職証明書です。変更を希望する月の前月25日までに、必要書類①、③を先に提出し、②を復帰後速やかにご提出ください。

※育児休業中の保育利用の取扱いについて、詳しくはP9～10をご確認ください。

◆ 注意事項 ◆

※必ずしも最大の時間を利用できる訳ではなく、**保育が必要と認められる時間までのご利用**になります。利用時間は各保育施設とご調整ください。

※個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

教育・保育給付認定（支給認定）の変更申請に関する書類には、マイナンバーの記入が必要となりますが、入園申請等で過去に保育課にてマイナンバーの確認ができていた場合は記入する必要はありません。

マイナンバーを記入した場合は、マイナンバーおよび身元確認のため、各種書類が必要になりますので、P8のご案内に沿って書類の準備をお願いします。

なお、保育施設を経由して、保育課にマイナンバーを記入した書類を提出する場合は、必要書類と身元確認書類の写しを封に入れてご提出ください。

5 給食について

- すべての園が給食です。
- 年に数回、お弁当の日がある園もあります。
- 食物アレルギーについては医師の診断書等に基づき除去食対応等をしておりますが園によって対応が異なりますので事前に各園に確認してください。
- 3歳児クラス以上については給食費がかかります。

6 転園について

入園後に他の保育園等へ転園を希望する場合は、**転園を希望する月の前月の10日**（休日の場合はその前日）までに下記必要書類をご提出ください。郵送の場合はP4《**郵送時の注意事項**》を必ずご確認ください。※締め切り日必着

○必要書類

- ・転園申請書 ・児童健康票
- ・**就労証明書等**の保育が必要な旨の証明書（児童の父母それぞれ、及び65歳未満の同居祖父母）

※転園決定となった場合は原則、転園前の保育園等に戻ることは出来ませんので、充分ご検討の上、申請してください。

※在園中の児童の環境の変化に配慮して育児休業の取得時における在園を認めているため、育児休業中の転園申請はできません。（転園月の翌月1日までに復職する場合は申請できます。）

※転園の場合も、お子さんの状況に合わせ、ならし保育をおこなうことがあります。

※既に令和5年度の転園を申し込まれている場合でも、新たに令和6年度の申し込みが必要です。

7 退園について

退園する場合は退園日が決まりしだい速やかに退園届を保育園等に提出してください。**原則、遡っての退園はできませんので、退園日までの日程に余裕を持ってご提出ください。**退園日によって保育料は日割り計算します。

IV. 保育料について

1 保育料について

- 保育園をご利用の場合は市で、認定こども園・地域型保育施設をご利用の場合は各施設で徴収します。
- 保育料は保護者の市民税所得割額や世帯状況等に応じて決定します。
- また、令和6年度（令和5年中）市民税の賦課決定後、9月に保育料額の切り替えを行います。
- 3～5歳児クラスの保育料は、令和元年10月より、無料となりました。
- ただし、給食費、時間外（延長）保育料、行事費等は、保護者の負担となります。
- 0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれるため別途徴収はありません。

2 保育料の納入

□座振替による納入にご協力ください

保育園の保育料の納入は、□座振替となります。

毎月末日が□座振替日になります。土日・祝祭日の場合は翌営業日の□座振替となります。

各施設が徴収する費用の支払期限・支払方法は入園決定後、各施設へお問い合わせください。

公立保育園	保育料	給食費	時間外（延長）保育料
0～2歳児クラス	□座振替	—（保育料に含まれる）	□座振替
3～5歳児クラス	—（無償）	□座振替	
私立保育園			
0～2歳児クラス	□座振替	—（保育料に含まれる）	各施設で徴収
3～5歳児クラス	—（無償）	各施設で徴収	
認定こども園・地域型保育施設			
0～2歳児クラス	各施設で徴収	—（保育料に含まれる）	各施設で徴収
3～5歳児クラス	—（無償）	各施設で徴収	

3 保育料の決定方法

○令和6年度の保育料は世帯の市民税所得割額を合算した額によって決まります。

令和5年度	令和6年度		令和7年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和5年度（令和4年中）の市民税で算定		令和6年度（令和5年中）の市民税で算定	

○保育料の算定は、原則その入所児童と同一の世帯に属して、生計をひとつにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額の合計額により行われます。

○保育の必要量に応じて、「標準時間認定」と「短時間認定」の2区分の保育料が設定されます。

○認可保育園は経営主体（公立、私立）が異なっても保育料は同じです。

※給食費、時間外（延長）保育料、実費徴収に係る費用（日用品、文房具等の購入に要する費用等）は園ごとに料金が異なります。詳しくは、各園にお問い合わせください。

○階層と保育料については保育料額表（P18）を参照ください。

○年度途中において税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えを保育課まで提出してください（提出のあった翌月から変更いたします。）。

○保育料の変更は遡って行いませんのでご注意ください。

【注意事項】

※毎月1日現在に児童が在園している場合、その月の分の保育料を納めて頂きます。登園していなくても退園の手続きをしていないと保育料は発生します。

※正当な理由なく保育料を滞納すると、児童福祉法第56条第7項または子ども・子育て支援法附則第6条第7項に基づく、地方税がその例とする国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、財産を差し押さえる場合があります。

保育料額表

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分		保育料額（単位：円/月額）			
階層	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	0	0	0 （※無償）	
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0	0		
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみ課税世帯	6,000	5,800		
D ₁	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯	15,000円未満	6,500		6,300
D ₂		15,000円以上 48,600円未満	7,400		7,200
D ₃		48,600円以上 53,000円未満	8,200		8,000
D ₄		53,000円以上 60,000円未満	9,900		9,700
D ₅		60,000円以上 70,000円未満	11,900		11,600
D ₆		70,000円以上 80,000円未満	16,200		15,900
D ₇		80,000円以上100,000円未満	21,600		21,200
D ₈		100,000円以上115,000円未満	28,100		27,600
D ₉		115,000円以上130,000円未満	35,200		34,600
D ₁₀		130,000円以上145,000円未満	42,200		41,400
D ₁₁		145,000円以上170,000円未満	44,400		43,600
D ₁₂		170,000円以上200,000円未満	50,400		49,500
D ₁₃		200,000円以上235,000円未満	52,800		51,900
D ₁₄		235,000円以上270,000円未満	55,200		54,200
D ₁₅		270,000円以上300,000円未満	57,200		56,200
D ₁₆		300,000円以上340,000円未満	58,500	57,500	
D ₁₇		340,000円以上365,000円未満	58,900	57,800	
D ₁₈		365,000円以上	59,300	58,200	

※保育料算定所得割は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等適用前の所得割額を用います。

※政令指定都市で課税されている方（政令市からの転入者等）は、税制改正に伴い市民税所得割の税率が8%で算定されておりますが、保育料算定所得割では税源移譲前の税率（6%）に換算した額を用います（都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例）。

※保育料額が0円（無償）となるのは、3歳になった月からではなく、3歳児クラスからです。

○保育料を算定するのに必要な書類

保育料の算定にあたり、次のいずれかに該当される方は、別途書類の提出が必要です。

- ① 川越市以外で住民税が課税されている方で、申請時マイナンバー確認ができていない方
「令和5年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

（令和5年1月1日時点の住民登録をしていた市町村で発行されます。）

※【9月分から翌年3月分までの保育料について】

令和6年度住民税が他市で課税されている方は、同様に「令和6年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」についても後日提出が必要です（令和6年6月以降発行可能）。

- ② 未申告の方

市・県民税額が未確定の方は、至急申告を済ませてください。

- ③ 海外赴任の方や海外から転入された方

海外在住、川越市転入前が海外などで日本に住所がなかった方は、令和4年中（9月分から3月分までの保育料について令和5年中）の日本国外での総収入がわかる書類（日本語訳したもの）を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【注意事項】

※母が父の扶養に入っている場合、母の分の税書類の提出も必要になります。

※祖父母が家計の主宰者である場合には、その方の分も必要です。

5 保育料の減額・免除について

次のいずれかに該当する場合、保育料の減額・免除を行います。

(1) 多子世帯に対する減免

◆多子世帯の第3子以降

埼玉県・川越市独自の取り込みとして、3人以上の子どもが原則として同居、生計をひとつにしている場合は、第3子以降の児童の保育料を無料とします。

市民税所得割額	提出書類	減免内容
所得の制限はありません。	※下図のとおり	第3子以降免除（無料）

※こどもの年齢制限はございません(例、中学生であっても第1子としてカウントします)。

※入園児が3～5歳児クラスの場合、給食費の免除はございません。

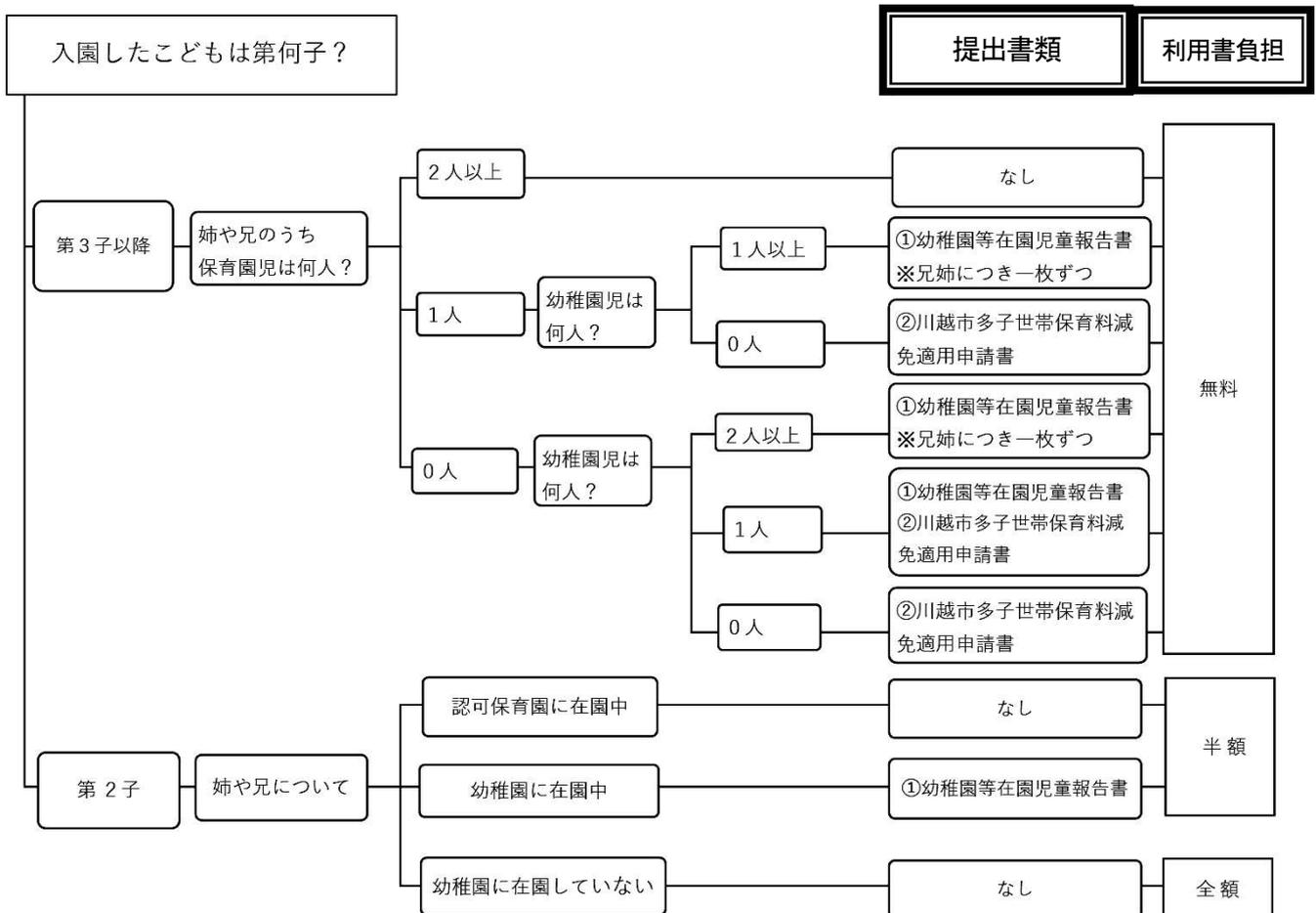
◆多子世帯の第2子以降（入園児に小学校就学前の兄弟がいる世帯）

入園児と同一世帯の兄または姉（小学校就学前）が、幼稚園、認可保育園、障害児通園施設等を利用している場合、小学校就学前までの範囲で、最年長の子から順に、第2子以降の入園児にかかる保育料を軽減します。

市民税所得割額	提出書類	減免内容
所得の制限はありません。	※下図のとおり	第2子半額
		第3子以降免除（無料）

※免除対象となる第3子以降の入園児が3～5歳児クラスの場合、給食費のうち副食費分を免除します。

<多子世帯減免を受けるための提出書類>



(2) 世帯の収入状況に応じた減免

年収360万円未満相当の世帯に対して次のとおり減免します。

◆要保護世帯等（ひとり親世帯、障害児（者）のいる世帯）

市民税所得割額	提出書類	減免内容
77,101 円未満 (C 階層から D6 階層の一部)	原則不要	免除（第1子から無料）

※同一世帯に障害児（者）のいる世帯は障害者手帳等の写しをご提出ください。

※入園児が3～5歳児クラスの場合、給食費のうち副食費分を免除します。

◆多子世帯の第2子以降（入園児に生計を一にする兄弟がいる世帯）

市民税所得割額	提出書類	減免内容
57,700 円未満 (C 階層から D4 階層の一部)	不要	第2子半額
		第3子以降免除

※こどもの年齢制限はございません(例、中学生であっても第1子としてカウントします)。

※免除対象となる第3子以降の入園児が3～5歳児クラスの場合、給食費のうち副食費分を免除します。

(3) 特別の理由があるときの減免

次のような場合に、保育料が減額されることがあります。該当すると思われる方は、お早めに保育課までご相談ください。

- ・解雇・倒産・傷病等により収入が著しく減少した場合
(※育児休業や自己都合退職・転職等は対象になりません。)
- ・災害等により損害を受けた場合
- ・子どもの入院・傷病により長期にわたり保育園を休園した場合

6 給食費について

3～5歳クラスの給食費（主食費および副食費）は、それぞれ次のとおりです。公立保育園以外の保育施設の費用については、各保育施設へお問い合わせください。なお、0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれるため別途徴収はありません。

	主食費	副食費
公立保育園	700円/月	4,500円/月
公立保育園以外	各保育施設で設定	各保育施設で設定

・入園児の世帯状況（所得や家族構成等）によっては、給食費のうち副食費が免除になる場合があります。詳しくは「[5 保育料の減額・免除について](#)」をご確認ください。

なお、副食費の免除は遡って行いませんのでご注意ください。

V. 保育施設について

1 川越市の認可保育施設一覧

※開所時間が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※一部の園で土曜共同保育（土曜日は他園の児童と一緒に保育を実施。土曜日は別の園に行っていた場合もございます。）を実施します。令和5年度の実施状況はP25をご確認ください。今後実施する園が変更になる可能性もありますのでご了承ください。

公立保育園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
						月～金	土		
1	中央保育園	90	8ヶ月	小仙波町2-49-11	222-2661	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
2	仙波町保育園	90	8ヶ月	仙波町2-21-19	222-2569	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
3	神明町保育園	120	8ヶ月	神明町64-4	222-2776	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
4	小室保育園	80	8ヶ月	小室309-2	242-2095	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
5	霞ヶ関保育園	80	8ヶ月	笠幡4036-4	231-0003	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
6	名細保育園	90	8ヶ月	鯨井1590-1	231-1967	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
7	大東保育園	90	8ヶ月	豊田本5-23-1	243-3210	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
8	古谷保育園	60	2歳	古谷上4009-13	235-0888	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
9	脇田新町保育園	100	8ヶ月	脇田新町18-9	242-7564	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
10	今成保育園	90	8ヶ月	今成2-5-10	224-3371	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
11	高階保育園	90	8ヶ月	藤原町27-6	242-0266	月～金	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
12	新宿町保育園	120	8ヶ月	新宿町2-12-13	244-0987	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
13	霞ヶ関第二保育園	90	8ヶ月	かすみ野2-10-1	232-0397	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
14	南古谷保育園	70	8ヶ月	並木新町16-15	235-4036	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
15	名細第二保育園	90	8ヶ月	小堤662-1	232-6876	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
16	高階第二保育園	120	8ヶ月	寺尾190-1	245-6696	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
17	高階第三保育園	90	8ヶ月	砂新田1-19-2	246-5240	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
18	南古谷第二保育園	90	8ヶ月	牛子167-3	243-2767	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
19	古谷第二保育園	60	8ヶ月	古谷上6083-5	235-6037	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
20	川鶴保育園	60	8ヶ月	川鶴2-12-2	233-3017	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00

※「古谷保育園」につきましては今後建て替えの予定があります。建て替え期間中は、「古谷第二保育園」での保育となる予定です。

私立保育園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	下田保育園	100	3ヶ月	的場北2-12-8	231-0750	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
2	むさしの保育園	60	3ヶ月	的場420-1	233-4193	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:45～16:45
3	増美保育園	120	8ヶ月	岸町3-28-1	245-2740	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
4	まきば保育園	90	3ヶ月	藤倉1-17-26	246-8014	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
5	おおぞら保育園	90	1歳	大塚新町41-18	245-6666	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
6	ハンビ保育園	80	2ヶ月	吉田1029	232-9155	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
7	貴精保育園	80	3ヶ月	今福1334-1	245-1413	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:45～16:45
8	高の葉保育園	100	6ヶ月	砂90-2	244-4080	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
9	マーガレット 保育園	60	8ヶ月	天沼新田54-6	233-8882	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
10	芳野保育園	60	2ヶ月	谷中32-5	225-6451	月～金	7:00～21:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
11	風の子保育園	60	6ヶ月	松郷715-1	225-1928	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
12	笠幡菜の花保育園	60	6ヶ月	笠幡731-1	233-1058	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
13	はるかぜ保育園	60	8ヶ月	大中居571-5	236-2600	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
14	風の子第二保育園	60	6ヶ月	松郷701-3	227-7200	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
15	伊佐沼すまいる 保育園	60	3ヶ月	古谷上2237-1	230-1717	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
16	さくらんぼ保育園	90	3ヶ月	砂新田6-12-8	293-6581	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
17	あゆみ保育園	90	2ヶ月	豊田本1-22-3	249-7100	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
18	おがやの里しもだ 保育園	60	3ヶ月	小ヶ谷366-1	299-5400	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
19	ねむの木保育園	60	2ヶ月	菅原町7-14	225-1663	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
20	かつらの木保育園	116	2ヶ月	小室40-1	247-8555	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
21	慶櫻南台保育園	60	6ヶ月	南台2-12-11	265-8883	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
22	ともいき保育園	60	6ヶ月	笠幡1645-125	227-3811	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
23	増美保育園 田町	90	8ヶ月	田町17-53	256-7793	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
24	レイモンド川越 保育園	90	3ヶ月	新宿町1-17-1	257-6844	月～金	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
25	星の子みのり 保育園	90	2ヶ月	木野目1526	256-7032	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
26	音羽の森保育園	90	6ヶ月	藤間130-2	241-0200	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	8:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30
27	川越七歩保育園	100	6ヶ月	新宿町3-20-1	265-8799	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
28	紀秀会 川越やまだ保育園	100	2ヶ月	山田516-9	299-5751	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
29	さくらんぼ第二 保育園	100	3ヶ月	笠幡237-6	272-7411	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
30	かつらの木第2 保育園	46	2ヶ月	野田町1-23-1	265-4181	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

私立保育園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
31	音羽の森第二 保育園	100	6ヶ月	鯨井1862-1	233-5678	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	8:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30
32	どんぐりの森保育 園	100	3ヶ月	小中居296-2	265-4530	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
33	おひさま保育園 川越富士見町	60	2ヶ月	富士見町24-14	226-1717	月～金	7:00～19:30	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
34	高階すまいる保育園	80	3ヶ月	諏訪町20-10	265-4885	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
35	紀秀会 川越南やまだ保育園	100	2ヶ月	山田2025-5	299-6631	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
36	増美保育園川越	60	8ヶ月	脇田本町22-1 <small>さいしん小江戸川越3階</small>	238-7011	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
37	まーぶるきりり保育 園	60	6ヶ月	砂909-11	293-6677	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
38	増美保育園 本川越分園	16	8ヶ月	新富町2-32-3	299-6007	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
39	増美保育園 川越駅前分園	7	8ヶ月	脇田本町16-13 マスタビル1階101	248-1311	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
40	マーガレット 保育園いなほ分園	22	8ヶ月	小堤900-7	227-3113	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
41	分園 星の子第2 保育園	29	2ヶ月	並木31-6	293-8784	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

※増美保育園本川越分園・川越駅前分園については、土曜保育および2歳児からの保育は増美保育園本園で行います。
※マーガレット保育園いなほ分園については、3歳児からの保育はマーガレット保育園本園で行います。

認定こども園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	ひかりの子 認定こども園	69	1歳	藤倉2-15-16	245-9489	月～金	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
2	認定こども園 のぞみ幼稚園	57	8ヶ月	笠幡2764-1	234-5686	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
3	認定こども園 泉の森川越	70	6ヶ月	久下戸1880	293-7691	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
4	芳野台こども園	90	2ヶ月	下老袋423	227-7881	月～金	7:00～21:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
5	認定こども園 ふじま幼稚園	57	1歳	熊野町13-10	242-7777	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
6	認定こども園 初雁幼稚園	30	1歳	大手町8-5	222-5385	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
7	認定こども園 岡田幼稚園	60	1歳	古谷上5440	235-0345	月～金	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
8	認定こども園 霞ヶ関幼稚園	50	1歳	霞ヶ関北6-3-1	231-1777	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
9	認定こども園 川越なかよし幼稚園	50	10ヶ月	中台元町1-13-1	243-4108	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
10	認定こども園 あそか幼稚園	30	1歳	小仙波町5-4-2	222-1671	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

小規模保育施設

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	たむら保育園	19	2ヶ月	六軒町2-13-15	225-2391	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
2	すみれ保育園	19	2ヶ月	宮元町80-7・80-6	222-5976	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
3	つぼみ保育園	19	2ヶ月	連雀町12-10	222-5778	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
4	なのはな第二保育園	11	2ヶ月	並木67-1	お問合せは なのはな保育園へ	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
5	あそびのてんさい新 河岸第二保育園	17	2ヶ月	砂新田48-2	241-7332	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
6	並木あすなろ 保育園	19	2ヶ月	並木101-1	235-5444	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
7	やしのみ保育園	19	2ヶ月	岸町2-8-1 三澤管財川越ビル1F	249-8188	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
8	まーぶる保育園 しんがし園	12	2ヶ月	砂949-8 井上ビル101	265-8306	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
9	ぼっかぼか保育園	19	2ヶ月	南台3-2-2	257-4770	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
10	ちゅうりっぷ園 川越	19	2ヶ月	中原町2-2-1 NHK文化センタービル1階	227-6757	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
11	うわど保育園	19	2ヶ月	上戸277-21	233-0583	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
12	おひさま保育園 川越	19	2ヶ月	南通町6-3	298-3888	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
13	あそびのてんさい新 河岸保育園	19	2ヶ月	砂新田48-1	257-5150	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
14	ありす保育園	19	2ヶ月	南台3-12-10 ベルク南台1FA	293-5514	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
15	めだか保育園	19	2ヶ月	仲町16-1	222-1480	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
16	川越ベビーホーム	15	2ヶ月	天沼新田269-1	231-5638	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
17	あしたばこども園 乳児舎	13	2ヶ月	豊田町1-31-9	245-6669	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
18	なのはな保育園	19	2ヶ月	並木新町8-10	236-0470	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
19	星の子乳児保育園	19	2ヶ月	並木208-1	235-2320	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
20	あかり保育園	12	2ヶ月	南大塚3-10-22	247-6883	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
21	さくらんぼ第三保育 園	19	3ヶ月	的場2244-2	298-7890	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

※小規模保育施設は2歳児クラスまでの保育となります。

事業所内保育施設

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	ミルクーホーム 川越園	19 (17)	2ヶ月	菅原町20-2 朝森ビル2F	222-6772	月～金	7:00～19:30	8:00～19:00	8:30～16:30
						土日祝	7:00～19:30	8:00～19:00	8:30～16:30
2	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	19 (10)	2ヶ月	小仙波町1-5-3	225-0221	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
3	秀学会川越クリア モール保育園	30 (27)	2ヶ月	脇田町12-3	298-7601	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
4	かつらの木ハート 保育園	18 (15)	2ヶ月	三光町38-2	293-2438	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
5	ベビーかろーれ川越	19 (17)	3ヶ月	吉田100-4	230-6010	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

※事業所内保育施設は2歳児クラスまでの保育となります。 ※定員の上段は全体の人数、下段の()内は地域枠の人数です。

事業所内保育施設

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
						月～金	土		
6	くっさいず保育園	19 (16)	2ヶ月	元町2-6-1	215-4507	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30		
7	ヤオコー川越保育園	20 (5)	2ヶ月	新宿町1-10-1	246-7004 (ヤオコー人事総務部)	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～19:30		
8	陽だまり保育園	12 (9)	2ヶ月	大手町7-8 スペース桜102	277-4223	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30		
9	希望保育園 第2	8 (5)	3ヶ月	南田島615-6	070-1416 -9925	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30		
10	あそびのてんさい新 河岸第三保育園	30 (24)	2ヶ月	砂新田2-7-2	293-2162	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30		

※事業所内保育施設は2歳児クラスまでの保育となります。 ※定員の上段は全体の人数、下段の()内は地域枠の人数です。

【土曜共同保育実施状況】

土曜日は他園の児童と一緒に保育を実施する場合や、土曜日は別の園に行っていただく場合もございます。※今後実施する園が変更になる可能性もありますのでご了承ください

- 下田保育園・おがやの里しもだ保育園
→ 土曜日は、下田保育園で共同保育実施
- 増美保育園・増美保育園田町・増美保育園川越
→ 土曜日は、増美保育園で共同保育実施
- 風の子保育園・風の子第二保育園
→ 土曜日は、風の子保育園と風の子第二保育園で交互に共同保育実施
- 笠幡菜の花保育園・菜の花保育園（鶴ヶ島市）
→ 土曜日は、笠幡菜の花保育園で共同保育実施
- 伊佐沼すまいる保育園・高階すまいる保育園
→ 土曜日は、伊佐沼すまいる保育園・高階すまいる保育園で交互に共同保育実施
- かつらの木保育園・かつらの木第2保育園・かつらの木ハート保育園
→ 土曜日は、かつらの木保育園で共同保育実施
- 星の子みのり保育園・星の子乳児保育園、星の子第二保育園
→ 土曜日は、星の子みのり保育園で共同保育実施
- 紀秀会川越やまだ保育園、秀学会川越クリアモール保育園
→ 土曜日は、紀秀会川越やまだ保育園で共同保育実施
- あそびのてんさい新河岸第二保育園・あそびのてんさい新河岸保育園
・あそびのてんさい新河岸第三保育園
→土曜日は、あそびのてんさい新河岸第二保育園で共同保育実施
- なのはな第二保育園・なのはな保育園
→ 土曜日は、なのはな保育園で共同保育実施
- つぼみ保育園・陽だまり保育園
→ 土曜日は、陽だまり保育園で共同保育実施
- まーぶるきらり保育園・まーぶる保育園しんがし園
→ 土曜日は、まーぶるきらり保育園で共同保育実施

2 一時預かり利用の手引き



川越市では、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化や保護者の傷病等による緊急時の保育などに対応するため、P27の実施保育園等において一時預かりを実施しています。申請方法は次のとおりです。

1 対象児童

原則市内に住所を有する就学前までの児童（原則、認可保育園・幼稚園に在籍の児童を除く）です。
 ※他の方の利用状況や児童の発達の状態によっては、お預かりできない場合もあります。
 ※保育ステーションは、認可保育園または幼稚園に在籍していても、在籍園の休園日や預かり保育を実施していない等の理由により、在籍園が利用できない場合は、併用が可能です。

2 申請方法

申請場所：希望する保育園等

※申請方法の詳細については、希望する保育園等に直接お問い合わせください。

※受入れ状況等は、希望する保育園等で事前にご確認ください。

予約：利用開始日の1ヶ月前から5日前まで（初めてご利用になる際には、事前にお子さんの健康状態を見させていただく面接があります。）

必要書類：一時預かり申請書（各実施保育園に用意してあります。）

その他必要書類（児童の父母それぞれ。理由に応じて、下記の表のとおりご用意ください。）

利用可能期間	保育が困難な理由・内容	必要書類
① 保育が困難な日 （週3回まで）	就労	就労証明書（3ヶ月以内のもの）
	求職（面接・説明会・雇用保険説明会等）	面接指示書・メールの印刷等実施日時がわかるもの
	職業訓練	承認通知＋カリキュラムが分かるもの
	就学（就職に直結するもの）	在学証明書＋カリキュラムが分かるもの
② 連続1カ月 （※連続1カ月 利用後は週3回 まで）	入院	入院診療計画書の写し
	傷病（入院以外）	診断書（保育困難な旨が記載されているもの）
	看護	診断書（看護を要す旨が記載されているもの）
	介護	介護被保険者証の写し＋介護計画書の写し
③ 産前は通院時 産後は2週間	出産 ※市外の方の里帰り出産も可	母子手帳写し（表紙＋予定日）
④ 保育が困難な時間	冠婚葬祭	招待状の写し等
	行事（兄弟の遠足・入学式等）	通知の写し
	裁判員制度	通知の写し
	通院	診察券の写し＋領収書の写し（お迎え時に）
	その他	日付、時間が分かるもの
⑤ 月1回	内容問わず（リフレッシュ）	申請書のみ

※理由に応じて利用できる日数等が決められています。

※月の途中で園をまたがって利用することはできません。月末までに退園届を提出し、翌月からの利用を別の園にお申し込みください。

3 一時預かり利用料

日額1500円（この他に飲食物費として200円～300円かかります。）

短時間の場合、1時間につき500円

※一時預かりを利用した児童が、生活保護法による被生活保護世帯又は前年度分市民税非課税世帯に該当する場合には、飲食物費のみ負担していただくこととなっています。

※私立園については金額が異なる場合がありますので、希望する保育園等へ直接お問い合わせください。

実施保育園等一覧

実施保育園	所在地	電話番号	対象年齢 (満年齢)	一時預かり時間 (月曜～金曜) ※
中央保育園	小仙波町 2-49-11	222-2661	8ヶ月から	午前8時30分～午後5時
大東保育園	豊田本 5-23-1	243-3210		
高階保育園	藤原町 27-6	242-0266		
下田保育園	的場北 2-12-8	231-0750	1歳4ヶ月から	午前9時～午後5時
むさしの保育園	的場 420-1	233-4193	1歳から	午前9時～午後5時
増美保育園	岸町 3-28-1	245-2740	1歳から	午前9時～午後4時30分
貴精保育園	今福 1342-1	245-1413	1歳3ヶ月から	午前9時～午後5時
マーガレット保育園	天沼新田 54-6	233-8882	1歳6ヶ月から	午前9時～午後5時
芳野保育園	谷中 32-5	225-6451	2ヶ月から (リリッパ18ヶ月から)	午前8時30分～午後5時
風の子保育園	松郷 715-1	225-1928	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
はるかぜ保育園	大中居 571-5	236-2600	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
風の子第二保育園	松郷 701-3	227-7200	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
伊佐沼すまいる保育園	古谷上 2237-1	230-1717	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
さくらんぼ保育園	砂新田 6-12-8	293-6581	1歳3ヶ月から	午前8時30分～午後5時
おかやの里しもだ保育園	小ヶ谷 366-1	299-5400	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
かつらの木保育園	小室 40-1	247-8555	8ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
ともいき保育園	笠幡 1645-125	227-3811	1歳から	午前9時～午後5時
星の子みのり保育園	木野目 1526	256-7032	6ヶ月から	午前8時30分～午後5時
紀秀会川越やまだ保育園	山田 516-9	299-5751	6ヶ月から	午前9時～午後5時
さくらんぼ第二保育園	笠幡 237-6	272-7411	1歳3ヶ月から	午前8時30分～午後5時
高階すまいる保育園	諏訪町 20-2	265-4885	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
紀秀会川越南やまだ保育園	山田 2025-5	299-6631	6ヶ月から	午前9時～午後5時
川越市保育ステーション	中原町 2-1-9	277-3070	8ヶ月から	午前8時30分～午後5時

※紀秀会川越やまだ保育園は土曜日も一時預かりを実施いたします。

※川越市保育ステーションは年末年始(12/29～1/3)を除く土、日、休日も実施いたします。

※利用希望者が多いと希望する日に利用できない場合があります。

3 送迎保育（川越市保育ステーション）について

川越市保育ステーションは、子育て安心施設の機能の一つとして、保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭の利便性の向上及び子育てをする家庭への支援の推進を図るための施設です。

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる、いわゆる送迎保育を実施します。

申請方法等については、川越市ホームページをご覧ください。

■対象となる児童 保育の必要性のある3歳児クラス以上の未就学児

■保育ステーションにおける保育定員

- ・保育ステーションのバスによる送迎：定員概ね20人（2号認定児童）

■使用料等

- ・送迎児童に係る保育 月額3,000円
- ・送迎バス利用料 月額3,000円
- ・送迎保育に係る軽食代 日額100円

■送迎保育事業に係る児童の受入保育施設

令和5年8月1日時点

東コース（芳野、古谷方面）	西コース（霞ヶ関方面）
芳野保育園	バンビ保育園
伊佐沼すまいる保育園	ともいき保育園
古谷保育園	霞ヶ関保育園
分園 星の子第2保育園	認定こども園のぞみ幼稚園

■一日の流れ（イメージ）

7:00	8:30 ※	9:30 ※	17:00 ※	18:00 ※	20:00
保育ステーション で預かり	バスで送迎	保育所等で保育（送迎先の施設）	バスで送迎	保育ステーション で預かり	

※状況により、時間が前後する場合があります。

■場所・連絡先

川越市中原町2丁目1番地9

TEL 049-277-3070

- 川越市保育ステーションの運営業務は、川越市と社会福祉法人ともいき会との業務委託契約により、社会福祉法人ともいき会が行います。

問い合わせ

川越市役所 こども未来部 保育課（本庁舎3階）

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5827

FAX 049-223-8786



※「令和6年度 保育園等入園の手引き」は、令和5年9月1日現在の情報をもとに作成しています。今後、内容が一部変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。